

プレスリリース

北斗市住民監査請求結果報告に関する要請書の送付について

株式会社あかりみらい(本社札幌)は北斗市の E 社 LED 化契約に関わる住民監査請求に関わり、議会議員から要請された LED 化の参考見積もりについて、調査報告書に記載された「あかりみらい社の見積もりは過小であり信憑性がない」との結論について強く抗議するとともに別紙の通り要請書を発送いたしました。

一部新聞及び経済誌に報道されておりますが、北斗市ではリースを活用した公共施設の LED 化について 2020 年、2021 年に入札を経ずに E 社に合計 1 億 1,700 万円の特命発注をしていた事実について、今年 3 月の市議会で問題提起されていきました。あかりみらいは今年 4 月に北斗市議会議員から当該 LED 化について参考見積もりの提出を依頼され、提供された E 社図面を元に、現在弊社が全道の多くの自治体に試算見積もりしている標準単価により試算値を提出しました。6 月の議会では弊社提出の見積もり額と E 社の契約金額とは 4,721 万円もの差があることが指摘され、結果、E 社が北斗市の財政に不要な負担をかけた可能性について住民監査請求が起きました。8 月 29 日北斗市の監査委員会報告では調査の結果「特命発注に問題はなく、あかりみらい社の参考見積もり値は照明数を過小に見積もっているので信憑性がない」との報告を行い、9 月議会でもそのように答弁しました。

弊社では過去 1000 件を超える施設の LED 化試算見積もりを行っており図面のカウントにも間違いを起こしたことはほとんどないことから、①E 社のカウントの方が過大なのではないか、②性能、仕様、施工内容について監査委員会ではどのような調査確認したのか、③貴重な市民の税金を少しでも効率的に使うように安く価格設定している弊社の見積もりに対し疑問がある場合には調査経緯において弊社に問い合わせをするべきではなかったか、について質問状を出しました。こちらの質問状には「住民監査請求の当事者ではないので答えない」との回答がありました。

株式会社あかりみらいとしては北斗市議会議員からの要請があり市民の税金の正当な活用を調査するための比較対象としての参考見積もりを提出したにもかかわらず、正当な調査を行わないまま「信憑性に欠ける」という不当な評価を発表されたことに対して強く抗議するとともに、この報告書により損なわれた弊社が提案、施工してきた多くの自治体のお客様への信頼回復のために、別紙の要請書を提出しております。

代理人弁護士から郵送後 1 週間以上経過しても回答がないため、ここに弊社の現時点での見解として報道機関に公表することといたしました。

この件については代理人にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】道央法律事務所 弁護士 上田文雄
札幌市中央区大通西 14 丁目
TEL : 011-251-0032